谷	るが近く、近くなどのためでは、「「「「」」では、「「」」では、「」では、「」では、「」では、「」では、「	込之上村庄屋	上葛川村庄屋	湯ノ原村年寄	野尻村庄屋	風屋村庄屋	五百瀬村庄屋代小松	林村庄屋	六月廿八日	安政五午年 宇宮原村庄屋	長殿村庄屋	今般一同立会取締候候上ヱ八堅相守可申、為其一統連印仕候所	相続行立候様、村々役人より申聞諭受印形取之、急度取締可申筈、右之通り	等致遣有之候八者、其当人村役人精々行届受返置、往々御·	無拠義出来候八者、山林当木一度伐より外、相成間敷候、	来相改、田畑八不及申山林二而も他国他郷江地所差放候儀者堅不仕筈、	決而不相成、勿論質物 "も指入間敷筈之処、近来心得違之者儘有之哉 " 付以	当郷之儀者、従往古御由緒有之、一郷一円□付、他国他郷□地所差放候義者	地所 " 附鄉評取締書
泉 谷	松 井	泉 本	中 善	丸谷茎	上 平	前田津	小松	滝 井	畠 山	大方酒	平 岡		, 申 筈、	田緒之	万一右	堅不仕	百儘有	地所美	
安 之助 即	源 蔵 印	藤蔵	藤太印	丸谷芳右衛門印	主税	前田清左衛門印	礒之丞⑪	新 平 印	浅之進印	大方源左衛門印	源蔵印	如件、	右之通り	往々御由緒之障!「不相成	一右以前 "証文	山筈、自然	之哉 " 付以	石放候義者	

郷中地所取締書